

成田市都市計画審議会傍聴要綱

成田市都市計画審議会

会長 田 中 亨

1 傍聴する場合の手続

(1) 審議会の傍聴を希望される方は、審議会の開催予定時刻までに、会場受付において、傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従い待機してください。

なお、会議の開始後においても、傍聴者が定員に達しない場合においては、定員に達するまで傍聴の受付を行います。

(2) 傍聴の受付は先着順に行いますが、傍聴を希望される方が会議の開催予定時刻までに定員を超えた場合は抽選により決定いたします。

なお、定員は審議会を開催する会場によって異なりますので、開催の度に決定するものとします。

(3) 審議会の傍聴者として決定された方は、係員の指示に従い会場に入場してください。

2 傍聴者の遵守事項

審議会の傍聴者は、次の事項を遵守してください。

(1) 会議開催中は、会長の指示に従い、静粛に傍聴すること。

(2) 会場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用する示威的行為等をしないこと。

(4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会長の許可を得ない限り、会場内で写真撮影、録音、録画等をしないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

(1) 傍聴者は、審議会を傍聴するに当たって、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が上記「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。